

○国家公安委員会規則第十三号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行に伴い、資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和八年五月二十九日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〕五十八 略〕

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十六号、第十七号若しくは第十九号から第二十一号まで、第九十九条第十二号若しくは第十三号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

〔六十 略〕

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第二条 〔同上〕

〔一〕五十八 同上〕

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

〔六十 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第六条 法第四条第一項第三号(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〕五十八 略〕

五十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第百七条第二号(第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。)、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十六号、第十七号若しくは第十九号から第二十一号まで、第百九条第十二号若しくは第十三号、第百十二条第二号(第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十二条の四第一項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。〕又は第百十四条第一号(第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。))若しくは第七号(第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。))に規定する罪

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第六条 〔同上〕

〔一〕五十八 同上〕

五十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第百七条第二号(第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。)、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第百九条第十一号若しくは第十二号、第百十二条第二号(第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))、第六十二条の四第一項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。〕又は第百十四条第一号(第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。))若しくは第七号(第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。))に規定する罪

「六十略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「六十同上」

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為等)

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)
第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。

〔一〕五十八 略〕

五十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第一百七条第二号(第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。)、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十六号、第十七号若しくは第十九号から第二十一号まで、第九十九条第十二号若しくは第十三号、第一百二十二条第二号(第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十二条の四第一項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。)
又は第百十四条第一号(第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。)
若しくは第七号(第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。)
に規定する罪

改正前

(暴力的不法行為等)

第一条 〔同上〕

〔一〕五十八 同上〕

五十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第一百七条第二号(第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。)、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百二十二条第二号(第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))、第六十二条の四第一項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。)
又は第百十四条第一号(第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。)
若しくは第七号(第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。)
に規定する罪

「六十略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「六十同上」

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第四条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〕五十八 略

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第七十七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十六号、第十七号若しくは第十九号から第二十一号まで、第九十九条第十二号若しくは第十三号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百四十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

〔六十 略〕

改正前

〔同上〕

〔一〕五十八 同上

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第七十七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百四十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

〔六十 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(古物営業法施行規則の一部改正)

第五条 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

「六十略」

「六十同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安

委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)
第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〕五十八 略

五十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第一百七条第二号(第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。)、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十六号、第十七号若しくは第十九号から第二十一号まで、第九十九条第十二号若しくは第十三号、第一百二十二条第二号(第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十二条の四第一項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。)
又は第百十四条第一号(第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。)
若しくは第七号(第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。))に規定する罪

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 〔同上〕

〔一〕五十八 同上

五十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第一百七条第二号(第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。)、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百二十二条第二号(第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))、第六十二条の四第一項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。)
又は第百十四条第一号(第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。)
若しくは第七号(第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。))に規定する罪

「六十略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「六十同上」

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第七条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〕五十八 略〕

五十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第一百七条第二号(第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。)、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十六号、第十七号若しくは第十九号から第二十一号まで、第九十九条第十二号若しくは第十三号、第一百十二条第二号(第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十二条の四第一項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。))又は第百十四条第一号(第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。))若しくは第七号(第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。))に規定する罪

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第三条 〔同上〕

〔一〕五十八 同上〕

五十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第一百七条第二号(第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。)、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百十二条第二号(第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))、第六十二条の四第一項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。))又は第百十四条第一号(第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。))若しくは第七号(第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。))に規定する罪

「六十略」

「六十同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。